

取扱説明書

小規模合併処理浄化槽

ハイパッキー [5～50人槽]

このたびは、小規模合併処理浄化槽 ハイパッキーをお買い求めいただき、まことにありがとうございます。

この取扱説明書をよくお読みいただき、正しくご使用ください。

お読みになったあとは、ハウステックサービス網一覧表とともに大切に保管してください。（なお、この取扱説明書は、契約書ではありません。）

■特に注意していただきたいこと

この取扱説明書では、お客様や他の方々への危害や財産への損害を未然に防止するために、説明文や製品に次の表示をしています。表示と内容を必ずお読みになり、よく確認してください。この説明書で使われている表示マークには、次のような意味があります。

 警告	この表示を無視して誤った取り扱いをすると、使用者が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示しています。
 注意	この表示を無視して誤った取り扱いをすると、使用者が傷害を負う危険および物的損害※の発生が想定される内容を示しています。
※物的損害とは、家屋・家財および家畜・ペットにかかわる拡大損害を示します。	
	一般的な注意事項

株式会社 ハウステック

● 初めに次のことをご確認ください。

1. 浄化槽の申請手続きはお済みですか？

浄化槽を設置する場合、建築基準法および浄化槽法により、工事着工前に申請および設置の届出が義務づけられています。必ず関係官公庁に所定の申請書を提出して許可を得てください。

2. 維持管理店とのご契約は、お済みですか？

浄化槽法により、浄化槽の維持管理（保守点検および清掃）を行うことが義務づけられていますので、専門知識と技術をもった専門業者に委託してください。詳しくは、お買い上げの販売・工事店または弊社営業所にご相談ください。また、契約がお済みになりましたら、別添の維持管理要領書を維持管理店の方へお渡しください。

目 次

安全のため必ずお守りください	2
小規模合併処理浄化槽のしくみ	
小規模合併処理浄化槽とは	3
浄化槽のしくみ	3
ご使用に際しての注意事項	4
一般的留意事項	5
維持管理と法定検査について	6
放流ポンプ槽（オプション）について	7
放流ポンプ槽をご使用に際しての注意事項	7
保証とアフターサービスについて	8

安全のため必ずお守りください

浄化槽をご使用の前に、この「使用上の注意」をお読みのうえ、正しくお使いください。
お読みになったあとは、いつでも見られる場所に必ず保管してください。



警告 ……1) 消毒剤による発火・爆発、有毒ガス事故防止

- (1) 消毒剤は強力な酸化剤です。消毒剤の取扱説明書に従ってください。
- (2) 消毒剤には、塩素系の無機・有機の2種類があります。これらを一緒に薬剤受け(筒)に入れないでください。
これらの注意を怠ると、発火・爆発、有毒ガスを生じるおそれがあります。



警告 ……2) マンホール・点検口などからの転落・傷害事故防止

- (1) マンホール・点検口などのフタは、必ず閉めてください。また、ロック機構のあるものは、必ずロックしてください。
- (2) マンホール・点検口などのフタのひび割れ・破損などの異常を発見したら、直ちに取替えてください。また、マンホールフタの上面に何も載っていない状態でフタが凹んで水がたまるようになった場合は、交換時期ですので新しいフタに取り替えてください。
- (3) マンホール・点検口などのフタは、子供に触れさせないでください。
- (4) 鋳鉄製マンホールを使用する場合は、フタ及び枠の表面塗装の劣化状況に応じて再塗装してください。
これらの注意を怠ると、転落・傷害の生じるおそれがあります。



注意 ……3) 消毒剤などによる器物破損事故防止

浄化槽へ流入する排水元の設備・機器(トイレ、浴室、洗面台、台所など)のトラップを見て、封水が切れていないことを確認してください。また、浄化槽の放流側の配管に他の排水管が接続されている場合は、トラップがあることと、封水が切れていないことを確認してください。特に集合住宅(アパート)等では、使用していない部屋の封水が切れていないことを確認してください。

また、浄化槽設置後、長期間使用しない場合は、消毒剤を浄化槽から取り外してください。
これらの注意を怠ると、封水が切れている場合に、消毒剤の塩素ガスや硫化水素などによって設備・機器が腐食し、器物破損・傷害の生じるおそれがあります。



注意 ……4) 荷重による器物破損・傷害事故防止

通常の埋設工事を行った浄化槽(放流ポンプ槽付の場合は放流ポンプ槽含む)の上には、車などの重量物を載せないでください。車などが載る場合には、特殊工事が必要になりますので、専門の工事業者にご相談ください。

これらの注意を怠ると、器物破損・傷害の生じるおそれがあります。



注意 ……5) 感電・発火事故防止

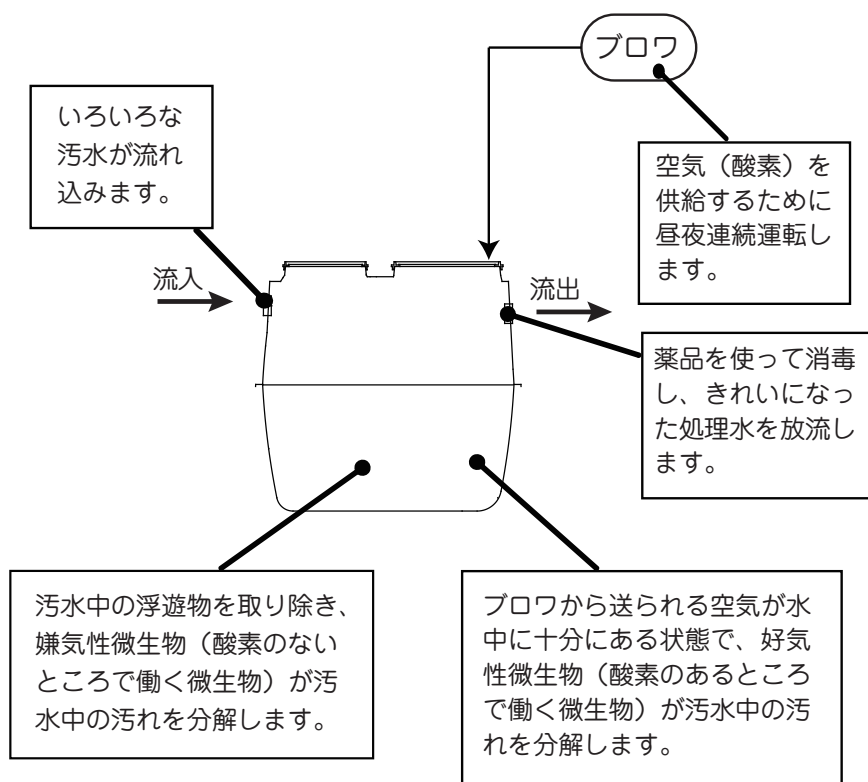
- (1) プロワのカバーは、むやみに開けないでください。
- (2) プロワの近く(約50cm)には、物を置かないでください。
- (3) ポンプをむやみに引き上げたり、改造したりしないでください。
- (4) 電源コードの上には、物を置かないでください。
- (5) 電源プラグを抜く時は電源コード部分を引っ張らないでください。
- (6) 電源コードは折り曲げた状態や引っ張られた状態で使用しないでください。
- (7) 電源プラグがコンセントに確実に差し込まれた状態で使用してください。
- (8) 濡れた手で電源プラグを抜き差ししないでください。
- (9) 電源プラグにほこりやゴミが付着したまま使用しないでください。
- (10) プロワ、ポンプなどの電気系統が故障した場合は、維持管理業者または専門の工事業者に連絡してください。
- (11) 浄化槽、プロワ付近でのたき火はしないでください。
これらの注意を怠ると、感電・発火の生じるおそれがあります。

小規模合併処理浄化槽のしくみ

■小規模合併処理浄化槽とは

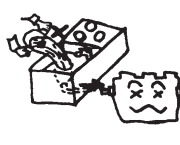
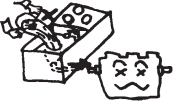
小規模合併処理浄化槽とは、トイレ、浴室（お風呂）、洗面所、台所などから排出される生活排水を微生物の力で汚水に含まれている有機物を分解し、水を浄化する装置です。

■浄化槽のしくみ



ご使用に際しての注意事項

浄化槽の性能を安定させるためには、お客さまの正しい使い方が必要です。
つぎの事項に注意してご使用ください。

●コンビニエンスストアやスーパーマーケットなどでは、食品廃棄物（店内で作ったおでんの残り汁、フライヤーの油、コーヒーメーカーのミルク、売れ残りの牛乳、コーヒー飲料、ジュース、ヨーグルトやソフトクリーム等）は浄化槽に流さないようにしましょう。		食品廃棄物は、事業系一般廃棄物として適正に処理してください。浄化槽に流した場合、浄化機能を著しく低下させると共に、臭気の発生や放流水質を悪化させる恐れがあります。また浄化槽に流す行為は「廃棄物処理法第16条に規定する投棄禁止規定」や「浄化槽法第3条第3項」に違反する場合があります。
●プロウの電源は常に付けておきましょう。		電源をきりますと、空気（酸素）を送ることができません。槽内の微生物が酸素不足で死滅し、浄化されなくなってしまうます。
●揚げ物などに使用した油は、流し台に流さないようにしましょう。		鍋や皿などに付着した油は、紙などでふきとり、できるかぎり油を流さないようにしてください。油が多量に流入すると、浄化槽にかかる負担が大きくなり性能が低下してしまいます。
●一度に多量の水を流さないようにしましょう。		多量の水が流入すると、浄化槽の性能が低下します。浴槽の水を抜く時は、同時に洗濯のすすぎをするのは、控えましょう。寒冷地では、お風呂の水は温かいうちに流しましょう。
●便器、風呂などの掃除には、できるだけ中性洗剤を使いましょう。		掃除にはぬるいお湯を使うのが最も効果的で害がありません。市販のトイレ洗剤が中性ならばまず問題はありますが、酸性・アルカリ性のものは使い過ぎると浄化槽の性能が低下することがあります。
●洗濯に使用する洗剤は、適量を使用しましょう。		多量に使用しても無駄になるだけで水を汚すことになります。洗剤は、できる限り無リンの洗剤を使用してください。リンは、富栄養化を促進し、水質の汚濁源となってしまうます。
●トイレでは専用のトイレットペーパーを使用し、水はきちんと流しましょう。		新聞紙、タバコ、脱脂綿、衛生用品、紙おむつ等は、管に詰ったり、浄化槽では溶けませんので便器に流さないでください。トイレットペーパーは水に溶け易いものを適量ご使用ください。
●台所からでる調理くずや、残飯などの生ゴミは、別に収集して処理しましょう。		生ゴミが浄化槽に流入すると、負担が大きくなり、浄化性能が低下してしまいます。ディスポーザは使用しないでください。
●マンホールのフタは、きちんと閉めましょう。また、ひび割れ等の異常があれば、直ちに交換しましょう。		マンホールのフタがずれていまずと危険ですので、きちんと閉めて、ロックを施してください。とくにお子様には、気をつけてください。
●故障の場合は、すぐに連絡しましょう。		故障やその他具合の悪い点にお気づきのときは、維持管理店または浄化槽を設置した工事店にご連絡ください。

一般的留意事項

- 1 浄化槽を使用するときは、浄化槽の機能を正常に維持するために、次の事項を守るよう浄化槽法で定められていますのでご協力ください。
 - (1) し尿を洗い流す水は、適正量とすること。
 - (2) 殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であって、浄化槽の正常な機能を妨げるものは、混入させないこと。
 - (3) 合併処理浄化槽には、工場排水、雨水その他の特殊な排水及びその他の浄化性能を妨げるものを流さないこと。
 - (4) 電気設備を有する浄化槽にあつては、電源を切らないこと。
 - (5) 浄化槽（放流ポンプ槽付の場合は放流ポンプ槽含む）の上部または周辺には、保守点検または清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けないこと。
 - (6) 浄化槽（放流ポンプ槽付の場合は放流ポンプ槽含む）の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけないこと。（駐車場仕様で特殊工事が行われた場合を除く。）
 - (7) プロワの開口部をふさがないこと。
 - (8) 浄化槽（放流ポンプ槽付の場合は放流ポンプ槽含む）に支障または異常を認めたときは、直ちに維持管理店にその旨を通報すること。
- 2 浄化槽の保守点検・清掃には、それぞれ技術上の基準があります。保守点検は、浄化槽保守点検業者の登録制度が条例で定められている場合、登録を受けた浄化槽保守点検業者と、また、条例が定められていない場合、浄化槽管理士と契約してください。
汚泥引き抜きなどの清掃は、市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。
- 3 浄化槽は法律で定められた法定検査を受けてください。法定検査には、浄化槽の使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月間に行う水質検査と、毎年1回定期的に行う定期検査があります。水質検査に係わる手続きは工事店（浄化槽工事業者・施工業者）に、定期検査に係わる手続きは維持管理店（保守点検業者・清掃業者）に委託することができます。
- 4 10日間以上、家族が留守（転居・家屋売却など）にする場合は、保守点検業者にあらかじめご相談ください。
- 5 プロワなどから異常な騒音・振動が発生したり、また、悪臭などでお困りのときは、維持管理店又はお買い上げの販売・工事店にご相談ください。
- 6 浄化槽の使用開始後および清掃後は、汚れを分解する微生物が増殖するまでの間、汚水中の洗剤成分によって好気ろ床槽から発泡することがあります。発泡が著しい場合は、保守点検業者にご相談ください。
- 7 浄化槽内の汚水、汚泥、流出水および浄化槽から発生する泡は、飲食できませんので、絶対に口に入れないでください。皮膚に付いた場合は、石鹸でよく洗ってください。
- 8 浄化槽の取扱説明書などを紛失・破損された場合は、お客様ご相談窓口（裏表紙参照）にご連絡ください。

維持管理と法定検査について

浄化槽の機能は、槽内の微生物が休みなく働いて発揮されるものです。それには、適正な維持管理を実施することが必要です。そのために、浄化槽管理者（浄化槽の所有者および占有者）は、定期的に保守点検と清掃をすること、そして法定検査を受けることが「浄化槽法」で義務づけられています。ただし保守点検と清掃には、専門的な知識と技術が要求されますので、登録、許可を受けた専門業者等に委託することができます。



維持管理は、必ず行ってください。

※維持管理を怠りますと、浄化槽法により罰せられます。

保守点検と清掃

維持管理は、保守点検と清掃に区分されます。

保守点検と清掃には専門的な知識と技術が要求されますので、極力、登録、許可を受けた専門業者に委託してください。

■維持管理時期または頻度

項 目	時 期 または 頻 度
保 守 点 検	・ 第一回目は、浄化槽の使用開始直前 ・ 使用開始後は 4 ヶ月に 1 回以上 (5 ～ 18 人槽) 3 ヶ月に 1 回以上 (21 ～ 50 人槽)
清 掃	・ 1 年に 1 回以上

- ・ 保守点検と清掃の内容は、弊社の維持管理要領書をご覧ください。
- ・ 保守点検の頻度は、行政庁などにより異なる場合がありますので、行政庁等の指示に従ってください。
- ・ 清掃は、毎年 1 回行うこととされています。ただし、汚泥の堆積等により浄化槽の機能に支障を生じるおそれがある場合には、清掃を速やかに行う必要があります。

法 定 検 査

浄化槽管理者は、保守点検と清掃とは別に、公的機関により、法定検査を受けなければなりません。

■法定検査の内容

法定検査	浄化槽法第 7 条検査 (水質検査)	浄化槽の使用開始後 3 ヶ月を経過した日から 5 ヶ月間の期間に 受けてください。 (浄化槽法施行規則第四条第 1 項)
	浄化槽法第 11 条検査 (定期検査)	毎年 1 度、定期的に受けてください。

放流ポンプ槽（オプション）について

■放流ポンプ槽とは

放流ポンプ槽は、浄化槽の放流管が放流先より低くなってしまう場合や、放流先が遠い場合などの理由により適正な配管勾配がとれない時に、浄化槽の流出側に取付け浄化槽から流出される処理水を圧送するためのポンプを備えた装置です。

■放流ポンプ

- ポンプは2台セットされ、ポンプに付いているフロートスイッチまたはセンサにより、2台自動交互運転します。
- 1台のポンプが故障しても、他の1台が自動運転します。
- 異常水位になった場合には、2台同時運転を行います。

放流ポンプ槽をご使用に際しての注意事項

下記に示す注意事項は、放流ポンプ槽の機能を正常に維持するためのものです。よくお読みになり、正しくお使いください。

●ポンプの電源を切らない

電源を切ると処理水を圧送することができなくなり、槽内から水が溢れたり、浄化槽へ処理水が逆流し、浄化槽が正常に機能しなくなります。

●ポンプを1台引き上げて1台運転とさせない

異常水位になった場合には、1台のポンプで水が吐ききれなくなり、水が槽から溢れたり、逆流したりします。また、2台設置されていれば、1台が故障してももう1台が自動運転します。

●未処理排水は入れない

本品は浄化槽にて処理された処理水をポンプにて圧送する装置です。本槽に未処理排水を流入させると、ポンプがつまり故障の原因となります。

保証とアフターサービスについて

保証書について

- 製品に添付しております保証書には、お買い上げの販売・工事店が、あらかじめ必要な事項（据付日、販売・工事店の店名、住所、電話番号、認印）を記載してお渡しますので、記載内容をお確かめのうえ、大切に保管してください。
- 保証書には、お客様のご住所、お名前、電話番号などを記入しておいてください。
- 保証期間中でも有料になることがありますのでご了承ください。（保証書の記載内容をよくお読みください）

保証期間	
槽本体（放流ポンプ槽含む）	：使用開始日より3年
ブロフ、ポンプ	：使用開始日より1年
その他の部品（マンホール蓋、担体等）	：使用開始日より3年
◆担体が長期間の使用で減量したときは、補充または交換を保守点検業者に依頼してください。保証期間が過ぎたものは有料となります。	

消耗部品について

- 消耗部品の交換時期は、下表のとおりです。

項 目	部 品 名	交換時期
浄化槽本体	消毒剤	補充：4ヶ月（5～10人槽） 補充：2～3ヶ月（14～50人槽）
ブロフ	ダイヤフラム、弁類、フィルタ類	1年

※ポンプの消耗部品についてはポンプ付属の「取扱説明書」に基づき交換を行ってください。

補修用性能部品の最低保有期間について

- 浄化槽の補修用性能部品の最低保有期間は、製造打ち切り後7年間です。
- 補修用性能部品とは、その商品の機能を維持するために必要な部品です。

故障の場合

- 故障やその他具合の悪い点にお気づきの時は、維持管理店またはお買い上げの販売・工事店、あるいは裏表紙に記載のお客様ご相談窓口にご連絡ください。ご連絡の際は次のことをお知らせください。
 - (1) 商品名、型式
 - (2) 購入日
 - (3) 据え付け日または使用開始日
 - (4) 現象（出来るだけくわしく）
 - (5) お客様名、住所、電話番号

○お客様ご相談窓口のご案内

窓口 全般

- 商品のお問い合わせ・修理のご依頼は、電話混雑時には繋がりにくいため、弊社ホームページ www.housetec.co.jp お客様サポートの「よくあるご質問」「商品のお問い合わせ」「修理のご依頼」のweb画面からのご利用をおすすめいたします。
- 補修部品のご購入は弊社ホームページでご案内のショップをご利用ください。メールでのお問合せも受付しております。

お電話での問い合わせは下記にて承っています。

商品のお問い合わせは (お客様相談窓口)

- 個人のお客様
0120-801-761
携帯電話の場合 **0570-001-761**(有料)
- 販売・施工など業者様
0570-071-761(有料)
- ◆受付時間 平日9:00~17:00(12:00~13:00を除く)
土・日・祝祭日と年末年始・夏季休暇など弊社の休日は
休ませていただきます。

修理のご用命は

- 個人のお客様
0120-102-471
携帯電話の場合 **0570-002-471**(有料)
- 販売・施工など業者様
0570-022-471(有料)
- ◆受付時間 365日 24時間
(修理訪問は日中、地域により休日あり)

補修部品のご購入は (代引き販売窓口)

- 個人のお客様
0120-455-621
携帯電話の場合 **0570-002-621**(有料)
- 販売・施工など業者様
0570-022-350(有料)
- ◆受付時間 平日9:00~17:00(12:00~13:00を除く)
土・日・祝祭日と年末年始・夏季休暇など弊社の休日は
休ませていただきます。

株式会社 ハウステック

734T1082WA

24-01

浄化槽ご使用の皆様へ

浄化槽は毎日稼動し、生活排水を処理しています。いつも正常な状態で稼動するためには適切な維持管理(定期点検)が必要になります。

(維持管理は浄化槽法で義務づけられています。)

当社では、全国に専門のアフターサービス網を配備しております。

サービス店はお客様との維持管理契約により、各部のチェック、消毒剤の補給などの定期点検をはじめ、さまざまなサービスを行います。

維持管理契約及び修理等についてのご相談は、下記窓口又は裏面の弊社サービス店までご連絡ください。

〇お客様ご相談窓口のご案内

窓口 全般

- 商品のお問合わせ・修理のご依頼は、電話混雑時には繋がりにくいため、弊社ホームページ www.housetec.co.jp お客様サポートの「よくあるご質問」「商品のお問合わせ」「修理のご依頼」のweb画面からのご利用をおすすめいたします。
- 補修部品のご購入は弊社ホームページでご案内のショップをご利用ください。メールでのお問合せも受付しております。

お電話での問合わせは下記にて承っています。

商品のお問合わせは (お客様相談窓口)

- 個人のお客様
0120-801-761
携帯電話の場合 **0570-001-761**(有料)
- 販売・施工など業者様
0570-071-761(有料)
- ◆受付時間 平日9:00~17:00(12:00~13:00を除く)
土・日・祝祭日と年末年始・夏季休暇など弊社の休日は休ませていただきます。

修理のご用命は

- 個人のお客様
0120-102-471
携帯電話の場合 **0570-002-471**(有料)
- 販売・施工など業者様
0570-022-471(有料)
- ◆受付時間 365日 24時間
(修理訪問は日中、地域により休日あり)

補修部品のご購入は (代引き販売窓口)

- 個人のお客様
0120-455-621
携帯電話の場合 **0570-002-621**(有料)
- 販売・施工など業者様
0570-022-350(有料)
- ◆受付時間 平日9:00~17:00(12:00~13:00を除く)
土・日・祝祭日と年末年始・夏季休暇など弊社の休日は休ませていただきます。

株式会社 ハウステック

ハウステックサービス網一覧表

浄化槽の維持管理や修理は下記へお申し付けください。 [2021年10月27日現在]

北海道	札幌営業所	札幌市中央区北一条西8-1-2	(011)215-0561	中部	中部日化サービス(株) 中部支店	北名古屋市徳重御宮前62	(0568)26-0090
東北	岩手日化サービス(株)	盛岡市黒川22-56	(019)696-5611		刈谷営業所	北名古屋市徳重御宮前62	(0568)27-3366
	秋田日化サービス(株)	秋田市外旭川字三千刈106-1	(018)863-0648		豊橋営業所	刈谷市熊野町5-13-5	(0566)29-2211
	(株)山形日化サービス	天童市大字乱川3640-3	(023)652-3210		西尾営業所	豊橋市菰口町5-88	(0532)32-5064
	米沢営業所	米沢市窪田町藤泉91-17	(0238)37-6500		岡崎営業所	西尾市熊味町北十五夜17	(0563)57-7767
	(株)宮城日化サービス	仙台市青葉区上愛子字車39-3	(022)392-9811		岐阜支店	岡崎市上六名3-10-13	(0564)71-0898
	仙南営業所	宮城県柴田郡柴田町大字下名生字大畑脇39-1	(0224)55-2855		東濃出張所	岐阜市茜部大川1-94	(058)273-8744
	福島日化サービス(株)	郡山市田村町金屋字新家81-2	(024)944-4815		富山営業所	土岐市土岐口中町1-66	(0572)55-7633
	いわき営業所	いわき市平下荒川字諏訪下16-2	(0246)38-3851		三重支店	富山市一本木1010	(076)452-6001
	会津営業所	会津若松市神指町東城戸255	(0242)32-3367		北勢営業所	津市桜橋1-682	(059)228-1367
	福島営業所	福島市南矢野目字鼓田17-3	(024)553-9832		静岡支店	三重県三重郡菰野町大字福村字南起46-6	(059)394-0777
関東	日化メンテナンス(株)	水戸市城南2-5-45 (ユニゾン城南ビル)	(029)303-2051	近畿	日化メンテナンス(株) 西日本支店	静岡市駿河区中野新田57-46	(054)203-3511
	東日本支店茨城事業所	水戸市吉沢町301-4	(029)246-2451		沼津営業所	沼津市江原町1-40	(055)939-7100
	茨城日化サービス(株)	水戸市吉沢町301-4	(029)246-2451		浜松営業所	浜松市東区長鶴町127	(053)411-9677
	水戸支店	水戸市吉沢町301-4	(029)246-2451		大阪支店	大阪府中央区平野町1-8-7 小池ビル8F	(06)6201-4525
	勝田支店	ひたちなか市田彦434-1	(029)274-2451		大阪営業所	東大阪府中新開2-5-7	(072)960-0909
	ひたち営業所	常陸太田市金井町1880-13	(0294)70-1666		京滋営業所	守山市大門町330-1	(077)574-8515
	かすみがうら営業所	行方市麻生2735-1	(0299)72-0660		阪和営業所	和歌山市六十谷180-25	(073)407-2001
	つくば支店	下妻市鯨2317-1	(0296)30-6625		兵庫営業所	西宮市北六甲台4-9-5	(078)571-6030
	(株)栃木日化サービス	宇都宮市海道町511-3	(028)662-2662		淡路営業所	南あわじ市山添95-3	(0799)45-1700
	宇都宮営業所	宇都宮市海道町511-3	(028)662-2662		奈良日化サービス(株)	大和郡山市千日町25-2	(0743)55-0437
	栃木営業所	栃木市大平町富田2105-1	(0282)43-1516		香芝営業所	香芝市逢坂3-427-1	(0745)76-4760
	大田原営業所	大田原市中田原1476-1	(0287)24-0218	四国	愛媛日化サービス(株) 東予営業所	松山市保免西2-3-11	(089)971-2230
	群馬日化サービス(株)	太田市西新町13-14	(0276)31-6290		(有)香川日化サービス	新居浜市西の土居町1-3-50	(0897)34-1511
	高崎営業所	高崎市下大類町550-1	(027)353-0852		徳島日化サービス(有)	高松市高松町1452-19	(087)841-4922
	館林営業所	館林市苗木町2619-14	(0276)75-6030		(株)四国清掃工業	徳島市八万町寺山240-1	(088)668-4587
	埼玉日化サービス(株)	さいたま市北区宮原町2-111-8	(048)666-1101			高知市南ノ丸町12-7	(088)833-4128
	東京日化サービス(株)	国分寺市東元町4-16-13	(042)323-5634	中国	広島日化サービス(株) 山口営業所	広島市南区出島2-4-34	(082)255-1580
	東京東支店	葛飾区鎌倉1-19-14	(03)3671-3324		(株)宇部クリーン	山口市黒川372	(083)925-2885
	中央日化サービス(株)	千葉市花見川区犢橋町1627-12	(043)259-2971		日化メンテナンス(株) 西日本支店	宇部市大字妻崎開作1305-32	(0836)44-1130
	柏営業所	柏市塚崎965-5	(04)7190-2212		岡山営業所※	岡山市北区野田5-17-19	(086)246-7071
	茂原営業所	茂原市栗生野3410-1	(0475)34-7801		(有)山陰日化サービス※	松江市東朝日町168-8	(0852)21-0030
	木更津営業所	木更津市祇園1-15-10	(0438)30-5341		(株)浄管センター	福山市御幸町中津原1678-1	(084)955-8181
	成田営業所	成田市北須賀1642-1	(0476)28-2711	九州	(有)北九州リフォームサービス※	北九州市小倉南区北方2-6-2 A-6	(093)922-1822
	横浜支店	横浜市中区寿町1-3-5	(045)641-7351		福岡営業所※	太宰府市通古賀1丁目6-8 110号	(092)919-5177
	湘南営業所	伊勢原市小稲葉2294	(0463)92-2235		(有)鹿児島住機サービス※	日置市日吉町吉利2784-1	(099)292-5270
	横須賀営業所	横須賀市大矢部1-1-9	(046)833-7335		(有)熊本日化サービス	熊本市中央区島崎1-31-14	(096)354-0878
甲信越	新潟日化サービス(株)	新潟市東区木工新町1180-1	(025)272-0080		(有)大分日化サービス	大分市向原東2-3-24	(097)573-1330
	長岡営業所	長岡市南七日町41-6	(0258)46-8340		(株)佐賀日化サービス※	佐賀市嘉瀬町大字扇町2398-1	(0952)22-7485
	上越営業所	上越市高土町2-6-3	(025)546-7172				
	柏崎出張所	柏崎市田中16-27	(0257)23-1145				
	長野日化サービス(株)	長野市大字安茂里1557-1	(026)228-6138				
	松本営業所	松本市野溝東1-16-26	(0263)29-0586				
	上田営業所	上田市古里1963-34	(0268)26-3418				
	山梨日化サービス(株)	山梨県中巨摩郡昭和町築地新居907-1	(055)275-6911				
	白州営業所	北杜市白州町上教来石125	(0551)35-4361				

注 「※」印のサービス店は修理業務のみの対応となります。

734T0760XA

23-01